

2024年12月26日

各 位

会社名 科 研 製 薬 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 堀内 裕之  
(コード番号 4521 東証プライム市場)  
問合せ先 広 報 I R 部 近藤 康彦  
(TEL. 03-5977-5002)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年12月26日付「STAT6 阻害剤に関するライセンス契約締結のお知らせ」で公表したとおり、当社は2024年12月26日付で Janssen Pharmaceutica NV (本社：ベルギー、以下「ヤンセン社」との間で STAT6 阻害剤の導出に関するライセンス契約を締結し、同社の親会社である Johnson & Johnson (以下「Johnson & Johnson」)のコーポレート・ベンチャー・キャピタル組織である Johnson & Johnson Innovation - JJDC, Inc. (本社：米国ニュージャージー州、以下「JJDC」)に対して第三者割当による自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」)を行うことを決議 (以下「本取締役会決議」)しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分要領

(1)	処 分 期 間	2025年1月15日から2025年1月20日 (注1)
(2)	処 分 株 式 数 ( 上 限 )	普通株式 2,292,300 株 (注2)
(3)	処 分 価 額	1株につき 4,333 円
(4)	調 達 資 金 の 額 ( 見 込 額 )	9,932,535,900 円 (注3)
(5)	募集又は処分方法 ( 処 分 予 定 先 )	第三者割当 (JJDC)
(6)	そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件としています。

- (注) 1. 処分期間とした理由は、処分予定先が国外に所在することに鑑み、払込みに係る決済に何らかの支障が生じた場合に備えるためです。なお、申込期日は2025年1月14日であり、払込みに係る決済に比して申込みに支障が生じることは想定しにくいいため、申込期間は設けておりません。
2. 処分株式数は上限数です。本自己株式処分では JJDC が 50 百万米ドルを出資する予定です。実際の処分株式数は、払込みが行われる日の午前 10 時現在の株式会社三菱 UFJ 銀行が発表する対顧客電信売買相場の仲値により 50 百万米ドルを換算した金額 (以下「円換算後払込金額」) が処分株式数に処分価額を乗じた金額 (以下「最大払込総額」) 以上となる場合には上記処分株式数となり、円換算後払込金額が最大払込総額未満となる場合には円換算後払込金額を処分価額で除して得た数 (100 株未満の数について切捨。以下「円換算後引受株数」) となります。円換算後

払込金額が最大払込総額を超える場合、当該超過分は JJDC に返還されます。また、円換算後引受株数については、JJDC は上記処分株式数（2,292,300 株）を下回った株数について失権します。

3. 調達金額の額は、処分株式数に処分価額を乗じた見込額です。実際の調達金額は、円換算後払込金額が最大払込総額以上となる場合は最大払込総額、円換算後払込金額が最大払込総額未満となる場合は円換算後引受株数に処分価額を乗じたものとなります。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2024 年 12 月 26 日付でヤンセン社との間で、当社が開発中の「STAT6 プログラム」(以下「本プログラム」) について、グローバルにおける開発、製造及び商業化に関するライセンス契約（以下「本ライセンス契約」）を締結しました。当社は以前より独自に本プログラムを開発しておりましたが、将来的に本プログラムが世界中で成功するために必要となると見込まれる迅速な開発と商業化を勘案し、グローバルファーマとの提携も並行して模索し始めました。当社が複数のグローバルファーマからの提案を検討した結果、ヤンセン社がライセンシーとして選定されました。

本ライセンス契約締結により、当社はヤンセン社に前臨床開発段階にある経口 STAT6 阻害剤（開発記号：KP-723）を含む本プログラムの全世界での開発、製造、商業化に関する独占的なライセンスを許諾します。当社は、KP-723 について、第 I 相臨床試験完了まで進め、その後はヤンセン社が世界的な臨床開発及び商業化を行います。日本国内においては当社が本プログラムにおいて開発された製品の商業化に関する権利を保持し、ヤンセン社は当社との共同プロモーションに関するオプション権を有しております。

このライセンスには、3,000 万米ドルの契約一時金、また、全世界での開発の進捗及び売上の目標達成に応じた総額として最大で 12 億 1,750 万米ドルのマイルストーン収入、及び全世界での売上に応じた一桁台後半から二桁台前半の料率でのロイヤリティ収入が含まれます。

当社は、次世代の経口 2 型炎症性疾患治療薬として STAT6 阻害剤の自社創薬研究を実施しており、開発候補化合物のグローバル開発に取り組んでいました。今回のヤンセン社との本ライセンス契約締結により、グローバルでの開発をより促進し、一日でも早く多くの患者さんに新規の治療薬をお届けすることで、患者さんのクオリティ・オブ・ライフの向上に貢献してまいります。

本ライセンス契約は、当社による前臨床研究の実施及びライセンスされた商品の日本での販売に係る権利を含む、ヤンセン社との長期的な協業を見据えたものです。ヤンセン社へのライセンスの許諾だけでなく、Johnson & Johnson とより広範な関係を構築することで、当社及びヤンセン社による本プログラムの円滑な推進を図り、本ライセンス契約の実効性を高め、Johnson & Johnson との関係を構築することを目的とし、Johnson & Johnson の子会社である JJDC による出資を受けることを決定しました。JJDC は、当社などの戦略的な第三者企業へのエクイティ出資を促進することを目的として、Johnson & Johnson の戦略的なコーポレート・ベンチャー・キャピタル組織として設立された子会社であり、Johnson & Johnson によって当社への投資が指定されました。

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	処分価額の総額	9,932,535,900 円
②	発行諸費用の概算額	12,500,000 円
③	差引手取概算額	9,920,035,900 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 上記「1. 処分要領 (注) 3.」に記載のとおり、処分価額の総額は、処分株式数（上限）に処分価額を乗じた見込額です。実際の調達金額は、円換算後払込金額が最大払込総額以上となる場合は最大払込総額、円換算後払込金額が最大払込総額未満となる場合は円換算後引受株数に処分価額を乗じたものとなります。

#### (2) 調達する資金の具体的な用途

差引手取概算額は、当社の「長期経営計画 2031」([https://www.kaken.co.jp/invest/policy/long\\_term.html](https://www.kaken.co.jp/invest/policy/long_term.html))を推進するため、主に研究開発費及び導入費等の戦略投資に充当し、長期経営計画期間である 2032 年 3 月末までに使用する予定です。なお、調達資金を実際に支出するまでの資金管理は、当社預金口座にて管理する予定です。

### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本自己株式処分により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、一層の事業拡大、収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、当社の経営上合理的なものであると考えております。

### 5. 処分条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本取締役会決議日の直前営業日である 2024 年 12 月 25 日までの直近 30 取引日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値に相当する金額である 4,333 円（円未満切捨）としました。

処分価額の決定に際し、本取締役会決議日の直前営業日までの直近 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値を基準として採用することとしましたのは、直近の株価については短期的な変動が大きいため、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより株式の適切な価値を把握することができ、算定根拠として合理的だと判断したことが理由です。また、算定期間を直近 30 取引日としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、本ライセンス契約の締結の公表により株価が上昇する可能性があります。本ライセンス契約の締結は本自己株式処分に直接付随するものであり、これによる株価の上昇を反映

して本自己株式処分の条件を決定する必要はないものと判断しております。本ライセンス契約及び本自己株式処分を通じた当社と Johnson & Johnson の関係構築は中長期的な企業価値の向上に資するものであり、また、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。

以上のように、当社株式の株価動向、市場動向等を勘案するとともに、本自己株式処分後における JJDC の保有割合及び JJDC が本自己株式処分の払込みが行われる日から6ヶ月間は割り当てられた株式を譲渡しないことに合意していること、JJDC が当社株主となるメリットを当社及び JJDC にて慎重に検討いたしました。このように、JJDC と本自己株式処分の処分価額について十分に協議及び交渉した上で、現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると考えられる本取締役会決議日の直前営業日までの直近 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値を基準とすることで両社合意し、上記処分価額を決定しております。

上記のとおり、本自己株式処分の処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としています。また、当該処分価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日制定）に準拠したものであるため、当社は、本自己株式処分の処分価額の決定方法は合理的であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本自己株式処分の条件について十分に討議、検討を行い、本自己株式処分の処分価額は、JJDC に特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断し、取締役全員の賛成により本自己株式処分につき決議いたしました。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 4 名全員（うち 2 名が社外監査役）から、JJDC に特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## （2）処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により交付される当社普通株式は、2,292,300 株を上限としています。当該上限数の普通株式が処分された場合、2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 45,939,730 株、自己株式数 7,972,046 株（議決権数 378,297 個）に対して、議決権ベースで 6.06%の株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社と Johnson & Johnson の関係構築は中長期的な企業価値の向上に資するものであり、また、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 処分予定先の選定理由等

### （1）処分予定先の概要

（1） 名称	Johnson & Johnson Innovation - JJDC, Inc.
（2） 所在地	410 George Street, New Brunswick, NJ 08901, USA
（3） 代表者の役職、氏名	President, Christopher Picariello
（4） 事業内容	ライフサイエンス業界に対するコーポレート・ベンチャー・キャピタル投資及び投資管理
（5） 資本金	0 米ドル
（6） 設立年月日	2023 年 9 月 15 日
（7） 発行済株式数	普通株式 10 株
（8） 決算期	12 月

(9)	従業員数	25名	
(10)	主要取引先	Johnson & Johnson	
(11)	主要取引銀行	JP Morgan Chase	
(12)	大株主及び持株比率	Johnson & Johnson	100%
(13)	当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（注2）		

(注) 1. 2024年10月31日現在のものです。

2. 処分予定先である JJDC は、Johnson & Johnson（ニューヨーク証券取引所上場、ティッカー：JNJ）の完全子会社であり、JJDC 単体について財務諸表が作成されておりません。

#### (2) 処分予定先を選定した理由

上記「2. 処分の目的及び理由」のとおり、本自己株式処分は、本ライセンス契約の締結に関連して行われるものです。Johnson & Johnson は、JJDC 及びヤンセン社の親会社であり、当社と Johnson & Johnson の今後の関係性の維持・強化にもつながると考えられることから、処分予定先として適切と考えております。

#### (3) 処分予定先の保有方針

JJDC は、本自己株式処分に係る株式引受契約において、本自己株式処分の払込みが行われる日から6ヶ月間は当社の書面による同意なく本自己株式処分により割り当てられた株式を譲渡しないことに合意しております。

なお、JJDC との間において、本自己株式処分の払込みが行われる日より2年間において、本自己株式処分により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面で報告すること並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を入手する予定であります。

#### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、JJDC から、本自己株式処分に要する資金が Johnson & Johnson から提供されることを確認しており、Johnson & Johnson が2024年9月29日時点において19,980百万米ドルの現金及び現金同等物を有していることを、Johnson & Johnson が米国証券法に基づき公表した Form 10-Q により確認しております。また、当社は、Johnson & Johnson が JJDC に対して調達資金の額の相当額を当社に対して支払う旨を約した書簡の写しを受領しております。したがって、払込期間において払込みに要する資金は十分であると判断いたしました。

#### (5) 処分予定先の実態

当社は、JJDC が、ニューヨーク証券取引所に株式上場している Johnson & Johnson の子

会社であることを同社が米国証券法に基づき提出した Form 10-K により確認しております。また、JJDC は、Johnson & Johnson のコーポレート・ベンチャー・キャピタル投資の促進及び管理を行う企業であり、Johnson & Johnson が承認した投資案件ごとに同社から資金提供を受けております。JJDC の投資に関する最終的な実質的権限は Johnson & Johnson が有しております。また、株式会社セキュリティー&リサーチ（代表取締役：羽田寿次、本社：東京都港区）から、JJDC、JJDC の役員及びその親会社である Johnson & Johnson について反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。また、当社は、本自己株式処分に係る株式引受契約において、JJDC から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得ております。以上のことから、当社は JJDC、JJDC の役員及び Johnson & Johnson が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は JJDC、JJDC の役員及び Johnson & Johnson につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

#### 7. 処分前後の大株主及び持株比率

処分前（2024年9月30日現在）		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	12.87%	日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	12.14%
野村 絢 (常任代理人 三田証券株式 会社)	5.83%	JJDC	5.69%
東レ株式会社	5.37%	野村 絢 (常任代理人 三田証券株式 会社)	5.49%
農林中央金庫	4.86%	東レ株式会社	5.07%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.42%	農林中央金庫	4.58%
株式会社みずほ銀行	3.88%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.17%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	2.49%	株式会社みずほ銀行	3.66%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	2.47%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	2.35%
杏林製薬株式会社	2.25%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	2.33%
株式会社南青山不動産	1.73%	杏林製薬株式会社	2.12%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 処分前の持株比率は、2024年9月30日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数を基準として算出しております。なお、処分後の大株主及びJJDCの持株比率は、上記「1.処分要領」に記載の処分株式数が全て割り当てられたと仮定として記載しております。
3. 当社は、自己株式7,972,046株（2024年9月30日現在）を保有していますが、上記大株主から除外しております。なお、業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式93,600株は、当該自己株式に含めておりません。
4. 2024年11月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社シティインデックスイレブンス並びにその共同保有者である野村絢及び株式会社南青山不動産が2024年11月19日現在で次の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社シティインデックスイレブンス	東京都渋谷区南平台町3-8	30	0.07
野村 絢	BUKIT TUNGGAL ROAD SINGAPORE	1,870	4.07
株式会社南青山不動産	東京都渋谷区南平台町3-8	372	0.81

#### 8. 今後の見通し

本自己株式処分が業績に与える影響は軽微であります。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による自己株式の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	76,034	72,984	72,044
営業利益	17,064	7,998	9,513
経常利益	17,542	8,727	9,951
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,549	5,440	8,025
1株当たり純資産額（円）	3,642.34	3,636.17	3,796.05
1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額）	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)
1株当たり当期純利益（円）	251.43	144.80	212.67

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2024年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	45,939,730株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	4,390円	3,890円	3,700円
高 値	5,330円	4,075円	3,890円
安 値	3,880円	3,545円	3,161円
終 値	3,890円	3,695円	3,459円

② 最近6ヶ月間の状況

	2024年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	3,845円	4,073円	4,128円	3,823円	3,900円	4,314円
高 値	4,217円	4,154円	4,128円	3,953円	4,577円	4,405円
安 値	3,802円	3,554円	3,770円	3,776円	3,751円	4,141円
終 値	4,085円	4,128円	3,823円	3,905円	4,323円	4,172円

(注) 2024年12月の株価については、2024年12月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年12月25日
始 値	4,221円
高 値	4,224円
安 値	4,141円
終 値	4,172円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式の処分

処分期日	2023年7月7日	
処分する株式の種類及び数	普通株式392,289株	
処分価額	1株につき3,679円	
処分価額の総額	1,443,231,231円	
処分先	①長袋洋	57,318株
	②シヤム・ニカム	40,487株
	③上村尚人	22,566株
	④みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合	85,174株
	⑤みやこ京大イノベーション2号投資事業有限責任組合	39,173株
	⑥武田薬品工業株式会社	69,546株
	⑦SMBCベンチャーキャピタル4号	28,400株

	投資事業有限責任組合	
	⑧SMBCベンチャーキャピタル6号 投資事業有限責任組合	13,052株
	⑨みずほ成長支援第2号投資事業有 限責任組合	8,519株
	⑩みずほライフサイエンス第1号投 資事業有限責任組合	6,533株
	⑪おおいた中小企業成長ファンド投 資事業有限責任組合	6,939株
	⑫大分VCサクセスファンド6号投 資事業有限責任組合	1,356株
	⑬きぼう投資事業有限責任組合	2,615株
	⑭田中晃	5,350株
	⑮國枝香南子	2,107株
	⑯マデブ・デバララジャ	1,577株
	⑰田中響平	1,577株

以 上

